

日 時：令和6年3月27日（水） 午前10時00分～11時30分

場 所：藤枝市役所 西館5階 第3・4委員会室

出席委員：永田委員長 井原副委員長 内藤委員 小澤委員 藤田委員 白井委員 田村委員
山田委員 大津委員 飯田委員 高山委員 伊村委員 内藤委員 山下委員 土肥委員

議 事：（1）特定教育・保育施設の確認について

事務局から資料について説明

委 員 長：このことについて、皆様のご意見をいただきたい。

委 員：資料には、認可保育所3園が確認を辞退し、特定教育・保育施設の確認とは、財政支援（施設型給付費）の対象となる施設かどうか市町村が確認することと記載してあるが、辞退した3園については財政支援が受けられなくなるということによろしいか。

事 務 局：この3園については、もともと認可保育所として確認を受けていたが、認定こども園化するにあたり、認可保育所としては確認を辞退し、新たに認定こども園として確認を受けるため引き続き財政支援の対象となる。高洲こども園については、もともと幼稚園であり旧制度のまま私学助成を受けていたが、こども園化するにあたり新たに確認し、新制度へ移行し財政支援の対象となることとなった。

委 員：承知した。

委 員 長：その他いかがか。

委 員：少子化が止まらない状況では、利用定員の減少も止まらないと思うと、寂しく感じる。

委 員 長：その他いかがか。

委 員：認定こども園化される園が増え、保育園と幼稚園とこども園の差がなくなってきていると感じている。

委 員 長：その他質問等ないようであれば、本件について、ご承認いただいたということによろしいか。

委員一同：異議なし。

議 事：（2）特定地域型保育事業の確認について

事務局が資料について説明

委 員 長：このことについて、皆様のご意見をいただきたい。

委 員：（今年度末をもって廃園するクレヨンハウスについて）利用定員が9人とのことだが、現に利用している園児数と、その転園先が確保されているのかどうかについて伺いたい。

事 務 局：現在2歳児3名、1歳児3名の計6名が通園しており、2歳児については卒園、1歳児については保護者の希望に沿って転園の手続きが完了しており、廃園による問題は生じていない。

委 員 長：近くに多くの保育施設があり、その点に関しては私も確認している。その他いかがか。

委 員：廃園後の施設の用途を伺いたい。

事務局：利用定員9人という小規模な園ということもあり、事業者親族の自宅の1階を保育スペースとして、2階を居住スペースとしてとじていたため、建物はそのままにすると聞いている。

委員長：その他いかがか。

委員：クレヨンハウスの廃園については、保護者の意向に沿って転園の手続きが済んでいるということで特に意見はない。私事でこの会議に直接関係ないかもしれないが、この度、個人的に独学で保育士の資格を取得し、保育士として働きたく就活している。この会議の資料でもこどもは国の宝と言っているが、保育士の求人を見ると自給1,050円と、ファミレスの時給と同じくらいの金額しかもらえないという現状が改めて分かった。ニュースでも連日取り上げられているが、正直な感想としては賃金として低いと思う。命の責任がある大事な仕事なのに、直接こどもと関わる人たちに還元されていないのかという感想を抱いた。自分が働けるならと思って藤枝市内で仕事を探しているが、保育士として働いている友人に聞いても、1,000円くらいが相場と聞いて驚いた。

事務局：全国的に見ても、藤枝市内で見ても保育士不足の中で保育士の資格を取られたということで大変貴重な人財がこの場にいらっしゃるということは、すごく心強いなと思う。ぜひ藤枝市内の保育施設で働いていただけるとありがたい。給与、処遇のことについては委員のおっしゃる通りで、全国的な調査によると、色々な業種の賃金を平均した数値に対して、保育士の賃金は7割から8割と、非常に低い。私立の保育施設は市からの財政的な支援、給付費の中に人件費が含まれていて、その中には基本分単価や、処遇改善するための色々な加算があり、人事院勧告によって毎年見直しがされており、少しずつではあるが金額は上がってきている。ただ、それでもかなり低い。そこをもっとアップするよう我々も国・県に要望している。また、加算ばかり増えてくると、加算をするにあたっての事務が煩雑になり、加算を受ける園側の労力が増えてしまうことになり、これも大きな問題となっている。加算ではなく基本分単価の部分を上げてもらうなど、もう少し他にやり方があると思う。市単独予算による給与の上乗せを庁内で検討したこともあるが、財政的に厳しい状況である。市としては、給付費の中で人件費の部分を何とかアップしてもらえよう国、県に積極的に要望しているところ、というのが現状である。賃金については、我々としても課題であると認識している。

委員：賃金を上げられない理由として、一つは他の業種との横並びの問題がある。一方を上げると全体を上げなくてはならないが、財政的にとても大変だという。それをカバーするために処遇改善の1～3ができあがったが、努力してやっている部分はあるものの末端まで行き届かない。命を預かっている仕事なのだからすぐ変えてくれ、と自分は思う。いつまで経っても変わらないからこそ、色々な問題が発生してくるのかもしれない。もう一つの理由は年収130万以内で働きたいという人とのバランスの問題である。片方の賃金を上げるともう片方も上げてあげたいが、130万以内で働きたい人は上げられない。もし上げて130万を超えてしまうと働いてもらえなくなってしまう。上げたい気持ちはあるが上げられないのが現状である。

委員長：私も保育士不足の取組を学生と色々やっている。学生は保育者になっていくので、自分たちで声を上げていくことが大切だと伝えている。保育士の研修も色々させてもらっていて、藤枝市では小規模保育園で働くのに必要な子育て支援員研修と、今年度は処遇改善の対象にもなるキャリアアップ研修もやらせてもらう。資格を取ったからいいというのではなく、こういうものをどんどん受けていってもらいたい。また、この場を借りて言いたいのが、保育士

はただ子どもを見ているだけではなく命を預かる、言わば専門家なのだから、その権利、立場を守っていただきたい。そうでないとだれも保育士になりたがらない。県が2月に出した保育士の有効求人倍率は5.2以上となっており、それだけ需要があるのであれば、専門家という立場をいただいてちゃんと求人できるようにしてもらいたいと思う。

委員：金額と責任のことだけを考えればファミレスとかで働くのと同じじゃないかと考えてしまうところだったが、直接賃金を上げるために努力しているという話を聞いたので、せつかく資格を取ったのだから意識を高く、就活して保育士として働ければと思う。

委員長：他にいかがか。

委員：大学を卒業し23歳になった息子が、幼稚園に通う前に小規模保育園に通っており、今でもその頃のことを思い出して話をしてくれるくらいお世話になった。私自身、一人目の子どもで大きい園に入れることに不安もあり、発達にちょっと問題があるのではないかと感じていたところもあったので、小さい園でスタートしたいと思っていた。子どもの心をすごく育ててもらった感じがあって、親としてはこういうところがなくなっほしくないと思う。数字だけ見れば大変だと思う部分があっても、それでもやりたいと思うような魅力があれば道は開けてくるのかなと思うので、できることがあればやりたい、応援したいと思った。

委員長：地域の人たちの温かい目は子どもの成長に欠かせない。幼稚園や小学校の近くで旗を持って雨の日も風の日も立っているボランティアの方を見ると頭が下がる。そういったところも皆で力を合わせて大事な子どもたちを育てていただきたい。閉園せず続けたいような保育施設にしていきたいと思う。他にいかがか。

委員：10年ほど前までは清水で保育士として働いており、園長も務めていた。自己都合で退職し、今は子育て支援センターで働きながら、市民活動団体代表としてこの場にいる。保育資格を取ったという委員の話聞いて、現場は本当に命のやり取りをしているという、昔の記憶を思い出した。今、ある法人の苦情解決第三者委員を務めているが、モンスターペアレンツから上がってくる保育の現場の意見があまりに稚拙で、日々強烈な苦情や電話をいただき、謝罪に謝罪を重ねるといような苦情解決の会議の場にいると、保育士の本質的な仕事よりも親対応になってしまっているように思える。こういう話をすると委員が保育士として仕事がしにくくなってしまふかもしれないが、本当にもう少し処遇改善してくれればなと思う。自分が運営側の立場にいた時も、処遇改善費が出たりするとそれをどのように振り分けていくかということも大変だったし、一つの園を円満に進めていくのは本当に大変なことだと思った。やはり市のバックアップや、国や県にご意見をたくさん言っていただけたらと思う。

事務局：貴重なご意見ありがたい。保育士確保もそうだが、離職防止も大事であり、両輪で施策を展開していく必要があると思っている。保護者対応についても、様々な内容で非常に増加している。これは不適切保育の報道の影響もあり、保護者の中で今まで我慢していたところを、もっと言っているのではないかとはいふように煽っている部分もあり、それを保育士がダイレクトに受けてしまっている。そこで、来年度から、保育士の働きやすい職場づくり事業の中で、専門職員を置いた保育士向けの相談窓口を設置し、保育士の悩みや相談を聞くという取組を開始する。このような取組により、離職防止の一助になるかと考えている。

委員長：少しコアな話だが、これが全体的な概論になるのではないかとはいふ。その他質問等ないようであれば、本件について、ご承認いただいたということによろしいか。

委員一同：異議なし。

委員長：以上で、本日の議事については全て終了したため、進行を事務局にお返りする。

報告事項：(1) 藤枝市子ども基本条例の施行について

事務局が資料について説明

委員長：この件について質問等あったらお願いしたい。

委員：先ほど委員からモンスターペアレンツの話があったが、子どもの権利を保障することも基本条例ができたことで、保護者に正しく理解していただくことが非常に重要であると思う。「子どもには権利がある」ということを変に捉え、条例があるのに権利を無視するのか、といった意見が保育士に向けて出ないように、配慮することが必要だと思う。

事務局：そのとおりである。条例の中には保護者の責務についても記されており、そのようなことをご理解いただけるよう周知していきたいと思う。

委員長：現在、保育所保育指針を改訂する中で、いつも話に挙がるのは、本当に子どもまんなか社会であるか、ということである。保育所保育指針の中にも、「親の意向を聞く」ということは記されている。しかし、それについてどういう捉え方をしているのかということである。指針を読んでいると、親がこうしたいから子どもにこうさせる、といったことは適切であるのか、疑問に思う。もう少し噛み砕いて伝えなければ、子どもの成長発達に一番大きく関わってくる環境、家族、家庭に問題が生じると考えている。ただ単に伝えるのではなく、子どもにとって本当に必要かどうかを一回考えることを保護者に伝えていくべきだと思う。

事務局：その他にいかがか。

委員：県内でいうと、子どもの権利に関する条例を策定するのは藤枝が2市目である。また、策定の過程として、藤枝市の子ども課の皆さんは、子どもたちの意見聞くことをしっかり行っており、意見を条文や、条例にどう反映できるかということを考えてこられたと思う。そういった藤枝市として色々取り組んできた過程についても外に発信できるといいと思っている。おそらく市民の方からすると、突然、条例ができて、困惑してしまうので、子どもに向けてもそうだが、市民の皆さんにもきちんと発信していただくのがいいと思う。

事務局：委員の言うとおり、2,500人の子ども・若者から様々な意見を伺い反映した。例えば、自由意見で「自然が豊か」や「町に魅力がある」などといった、多かったキーワードを抜き出し、条文の前文に取り入れている。必ずしも全員の意見が反映されたわけではないかもしれないが、なるべく多くの意見を条文に落とし込んでいるため、その部分は過程を含めて周知していきたい。

委員長：藤枝らしい条文にしていきたいと思う。

委員：せっかく条例ができたので、どうやって普及していくのがいいか。4月1日以降に入園式があるため、保護者には、条例ができたため、保育者の立場と、保護者の立場でそれぞれこういうことを頑張りましょう、と伝えていこうとは思った。市としては、どうやって家庭に届け、趣旨を理解してもらおうつもりであるか。

事務局：広報といった媒体を通じて周知していくことはもちろん、それ以外でも、子ども若者会議を立ち上げることも考えている。その中で、子どもの意見を聞き、子どもにも分かりやすいパンフレットを作成し、全校に配る、またはホームページで紹介するなど、周知の仕方は様々

にあると思うので、できることはやっていこうと考えている。また、この条例に基づき、令和6年度にこども計画を策定し、具体的な施策や事業を展開していく。

委員：別件だが、条例10条の中で地域住民の責任とあるが、地域の園と地域住民としてはどういった関わりをしていくのかについて見えてこない。どういったことを想定しているか。

事務局：園が地域の方々と色々な行事を通じて、交流を深めるやり方もある。別の視点だと、例えば学校運営協議会に園の代表者に参加していただき、意見交換をする中で、連携できる取り組みや交流を生み出すなどいろいろなやり方があると思う。そこは相談しながら園と一緒に何ができるかを考えていきたい。

委員：例えば、以前は、園が自治会に対して、入園式や運動会の案内をしていたが、今は一切ないため、どうやって関わっているのかが疑問である。

事務局：近年はコロナの関係もあり、自粛した部分もあったと思うが、やはり地域の関わりは非常に大事だと思う。我々も相談に乗れる範囲で対応していきたい。

委員長：若者ということを見ると、やはり商工会議所も関係してくると思う。意見はあるか。

委員：商工会議所は中小企業の経営者を守るような集まりなので、こどもに関する話はあまり出ない。何回か本会議に参加させてもらい話を聞いていると、皆さん子育てや保育所の確保、少子化など多くの問題を考えていて、大変だと感じる。

そんな中、一つ映画の紹介をしたい。私は藤枝市と宮古島の交流に関する会長であり、協賛する形で宮古島の方と協力して「ぼんだが島」という映画を作成した。非常に心打たれる内容となっているので、今後藤枝市でも上映したいと考えている。映画を見て少しでも皆さんの心が安らぐといいと思っている。

委員長：その他にいかがか。

委員：先ほど委員がおっしゃったように、地域の方との関わり合いがこどもにとって非常に重要だと思う。私のこどもが低学年の時は、芋ほりや稲刈りといった地域の方との関わり合いで普段体験しないことが体験できて、本当に喜んでいて、もっと増やして欲しいと思う。また、処遇改善が必要なのは保育士だけでなく、児童クラブの職員も同じであると思う。命を預かりながら、毎日温かく迎えてくれている皆さんのおかげで私も仕事ができている。児童クラブの職員の方々にも何か手厚い支援があればいいと思う。”

事務局：放課後児童クラブの指導員に対する処遇改善についても、保育士と同様に重要だと思っており、毎年見直ししながら改善している状況である。

委員：放課後児童クラブについて、社会福祉協議会が市から受託して運営をしている。放課後児童クラブの指導員、補助指導員の給料表としては、市の給料表に準じて取り扱っている。市の職員は、令和6年12月に給与改定があり、ベースアップ、定期昇給がある。それに伴い、放課後児童クラブ職員についても、市と同様のベースアップ、また、経営状況を見ながらできるだけ市に近い形で定期昇給をする。そして、処遇改善加算を活用した手当についても支給するという形で放課後児童クラブ職員の処遇がよくなるよう、出来るだけの努力はしているため、ご理解をいただきたいと思う。

報告事項：(2)「(仮称)藤枝市こども計画」の策定について

事務局が資料について説明

委員 長：この件についてご質問等があればお願いしたい。

事務局：来年度の子ども計画策定の際には、ぜひご意見等のご協力をお願いしたい。

報告事項（3）：令和6年度当初予算・組織の概要について

事務局が資料について説明

委員 長：この件についてご質問等があればお願いしたい。

委員：発達障害や未就学児の手厚い政策があるということで、非常に素晴らしいと思う。社会福祉協議会では、障害児の療育施設である放課後等デイサービス事業について経営しているが、子ども基本条例については、障害児施策に対しても、十分勘案される必要があると思う。まさに子ども基本条例は、障害児にこそ必要な条例であると思う。障害児の部分は、子ども未来応援局の所管ではなく、健康福祉部の障害福祉課の所管となると思うが、しっかり連携をとり、子ども基本条例の理念が障害児施策にもしっかりと反映されるようご配慮いただけるとありがたい。

事務局：委員の言うとおりであり、連携していきたいと思う。本条例を策定するにあたって、そういった声を上げにくい子どもたちに対しても意見を伺い、条例に反映している。声を上げにくい子どもたちの健やかな成長にも資するような施策についても、担当部署と連携しながら、条例も踏まえてやっていきたいと思う。

委員：今回予算編成が過去最大ということで、非常に戦略的なものになっているということは、私も藤枝市民として「藤枝市ってかっこいいな」と思う。しかし、子どもも高齢者も守る、人やモノを呼び込んで新しいビジネスを創出していく、などといった非常に高度でハイスピードの積極的な戦略の裏で、そのスピード感について行けない人がいる。よく、誰1人取り残すことのないように、などといった謳い文句を行政は使うが、最先端な部分について行けない人たちに対しても配慮いただけたらありがたいと思う。地区交流センターにデジタル推進員が来ているが、市民が誰も訪問せず、暇そうな姿を見ると、市がやっていることはすごい、十分周知できてないと感じる。取り残される人がいないような政策にさせていただけるといいと思う。

事務局：委員の言うとおりで、藤枝市教育振興基本計画にも、「誰1人取り残さない」ことについて、大きな項目の一つとして掲げている。これは市全体としても同じ方向性で進んでおり、例えば、デジタルデバインド対策は必要と考えている。それには、十分な周知が必要であるため、関係部署にも今日いただいた意見を伝えていきたいと思う。

報告事項（4）：子ども・若者発達支援居場所事業について

事務局が資料について説明

委員 長：この件についてご質問等があればお願いしたい。

委員：居場所の定員は何名か。

事務局：現在の常勤できるスタッフの数からいくと、1日当たり10名以内ぐらいと考えている。

委員：利用する人は日替わりで変わるということか。

事務局：日替わりもあるかと思うが、毎日来る方もいることを想定している。

委員 長：これはここに来ると学校に登校したことになるのか。

事務局：今学校を回らせていただく中でその質問が一番多い。授業日数としてはカウントされないため出席にはならない。ただ、私達が一番望んでいることは、家にいるお子さんたちが、とにかく元気になってもらうことが一番だと思っている。ここへ来ることで、色々な活動を通して学ぶことは多々あるかと思うので、その中で一つランクアップできればいいと思う。例えば、本当に学校に行けないこどもが、適応指導教室に行ってみようという気持ちになったり、適応指導教室に籍を置いていて、学校に行けていないこどもが、学校に行ってみようとなったりすれば、本当に大きなステップアップだと思う。復学を目指すということではなく、こどもが元気になってワンランクアップしてくれればいいと考えている。

委員長：学校に行けないこどもたちが外出することができたり、生活リズムを作っていけたりするということか。

事務局：そのとおりである。

委員：小中学校を回られていて、対象となる生徒はどれぐらいの人数を見込まれているか。合わせて不登校の数を把握していれば教えていただきたい。

事務局：不登校の定義は30日以上欠席しているこどもであり、本市では300人以上いる。ただ、30日お休みされていても不登校であり、150日全欠しても不登校ということなる。その中から本当にこの事業が合っているこどもは、私達が持っている発達の情報等々を照らし合わせて、対象者は130人ぐらいまで絞っている。ただ、その130人のこどもに関しては、学校がこどもや家庭の情報を持っているため、現在、すり合わせを行っている。3月に学校を回っている状況ではおそらく、30人から50人ぐらいまでは絞られてくると考えている。

報告事項（その他）：子ども・子育て会議条例の一部改正について

事務局説明

事務局：必要に応じ、本会議にこどもや若者が出席して意見を言う機会を設けさせていただくという主旨である。

その他

事務局：最後に、次回の開催についてお知らせします。第1回目を7月頃に開催し、全体としては4回程度を予定しておりますので、またよろしく願いいたします。具体的に開催日時等につきましては、また改めてご案内をさせていただくので、よろしく願いいたします。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

(午前11時30分議事終了)